

馬ウイルス性動脈炎不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）

平成23年12月8日(告示第2336号)一部改正

動生剤基準の馬ウイルス性動脈炎不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）の 3.4.4、3.4.8 及び 3.4.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の馬ウイルス性動脈炎不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）の 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。ただし、溶解前の試験品を 5 mL のリン酸緩衝食塩液で溶解し、200 倍量以上のリン酸緩衝食塩液を用い、2～5℃で一夜透析し、不活化剤を除去したものを試料とする。